

議案書

# 第116回 徳島市都市計画審議会

日 時 令和4年11月4日（金）午前10時～

場 所 徳島市役所 本館13階 大会議室

議第 2 4 2 号

徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業

新町西地区第一種市街地再開発事業の変更について（徳島市決定）

	頁
1 計画書	1
2 総括図	4
3 区域界説明図	5
4 計画図	6
5 新旧対照図	7

議第 2 4 3 号

徳島東部都市計画高度利用地区の変更について（徳島市決定）

1 計画書	8
2 総括図	10
3 区域界説明図	11
4 計画図	12
5 新旧対照図	13

その他

・ 徳島市都市計画審議会条例	14
・ 徳島市都市計画審議会運営要綱	17
・ 徳島市都市計画審議会公開細則	19
・ 徳島市都市計画審議会委員名簿	21

都市計画新町西地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名 称	新町西地区第一種市街地再開発事業						
位 置	徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目並びに西新町1丁目の各一部						
施行区域面積	約1.3ha						
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		幹線街路	3・1・1 新町橋通線	50m (25m)	約130m	( )内は区域内の幅員 都市計画道路（整備済）	
		区画道路	市道00245号線	8m (4m)	約120m	整備済	
			市道00248号線	8m (8m)	約70m	整備済	
			市道00249号線	8m (8m)	約80m	整備済	
	市道00251号線		6m (6m)	約80m	整備済		
	下水道	公共下水道 整備済					
	公園	都市公園	名 称	面 積	備 考		
			新町川公園	約240㎡	整備済 整備後の区域内の面積		
	その他の公共施設	河川 整備済					
広場 約600㎡							
建築物の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備 考
		建築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	1-1	約700㎡	約5,300㎡ (約5,100㎡)	約6/10	約43/10	宿泊施設 商業施設	
	1-2	約200㎡	約900㎡ (約700㎡)	約5/10	約18/10	駐車場	
	2-1	約400㎡	約3,700㎡ (約3,400㎡)	約7/10	約57/10	共同住宅 商業施設	
	2-2	約200㎡	約1,400㎡ (約1,100㎡)	約7/10	約37/10	駐車場	
	3	約1,100㎡	約9,400㎡ (約8,300㎡)	約6/10	約42/10	共同住宅 商業施設	
4	約400㎡	約1,000㎡ (約800㎡)	約8/10	約16/10	駐車場		
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画				
	1-1	約1,200㎡	新規住宅供給を主体として、まちなか居住の促進を図る。 また幹線道路沿いに広場を配置し、商業施設との相乗効果による、にぎわい創出を図るとともに、 中心市街地に相応しい魅力ある都市空間を形成する。				
	1-2	約400㎡					
	2-1	約600㎡					
	2-2	約300㎡					
	3	約2,000㎡					
4	約500㎡						
参 考	<p>高度利用地区内にあり（高度利用地区の制限内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容積率の最高限度（注1）60/10（約0.8ha）、40/10（約0.5ha） ・容積率の最低限度 16/10</li> <li>・建ぺい率の最高限度（注2）8/10 ・建築面積の最低限度 200㎡</li> </ul> <p>（注1）建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 （注2）建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、 同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた 数値とする。</p>						

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

#### 理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、平成24年11月、公共公益施設を核とし、商業施設・住宅を配置する第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行った。

その後、「中心市街地の活性化」、「まちなか居住の促進」や「人の交流・にぎわいの創出」を実現する方針のもと、事業効果の早期発現が図られるよう、現況街区を基本とし、宿泊施設や共同住宅を主体とする市街地再開発事業へ見直すこととし、施行区域や施設の配置等を変更する都市計画決定を行うもの。

徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の変更（徳島市決定）

新旧対照表

【新】

名 称	新町西地区第一種市街地再開発事業						
位 置	徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目並びに西新町1丁目の各一部						
施行区域面積	約1.3ha						
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		幹線街路	3・1・1 新町橋通線	50m (25m)	約130m	( )内は区域内の幅員 都市計画道路（整備済）	
		区画道路	市道00245号線	8m (4m)	約120m	整備済	
			市道00248号線	8m (8m)	約70m	整備済	
			市道00249号線	8m (8m)	約80m	整備済	
	市道00251号線		6m (6m)	約80m	整備済		
	下水道	公共下水道 整備済					
	公園	都市公園	名 称	面 積	備 考		
			新町川公園	約240㎡	整備済	整備後の区域内の面積	
	その他の公共施設	河川 整備済 広場 約600㎡					
建築物の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備 考
		建築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	1-1	約700㎡	約5,300㎡ (約5,100㎡)	約6/10	約43/10	宿泊施設 商業施設	
	1-2	約200㎡	約900㎡ (約700㎡)	約5/10	約18/10	駐車場	
	2-1	約400㎡	約3,700㎡ (約3,400㎡)	約7/10	約57/10	共同住宅 商業施設	
	2-2	約200㎡	約1,400㎡ (約1,100㎡)	約7/10	約37/10	駐車場	
	3	約1,100㎡	約9,400㎡ (約8,300㎡)	約6/10	約42/10	共同住宅 商業施設	
	4	約400㎡	約1,000㎡ (約800㎡)	約8/10	約16/10	駐車場	
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画				
	1-1	約1,200㎡	新規住宅供給を主体として、まちなか居住の促進を図る。 また幹線道路沿いに広場を配置し、商業施設との相乗効果による、にぎわい創出を図るとともに、 中心市街地に相応しい魅力ある都市空間を形成する。				
	1-2	約400㎡					
	2-1	約600㎡					
	2-2	約300㎡					
	3	約2,000㎡					
4	約500㎡						
参 考	<p>高度利用地区内にあり（高度利用地区の制限内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容積率の最高限度（注1）60/10（約0.8ha）、40/10（約0.5ha）</li> <li>・容積率の最低限度 16/10</li> <li>・建ぺい率の最高限度（注2）8/10</li> <li>・建築面積の最低限度 200㎡</li> </ul> <p>（注1）建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 （注2）建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、 同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた 数値とする。</p>						



徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の決定（徳島市決定）

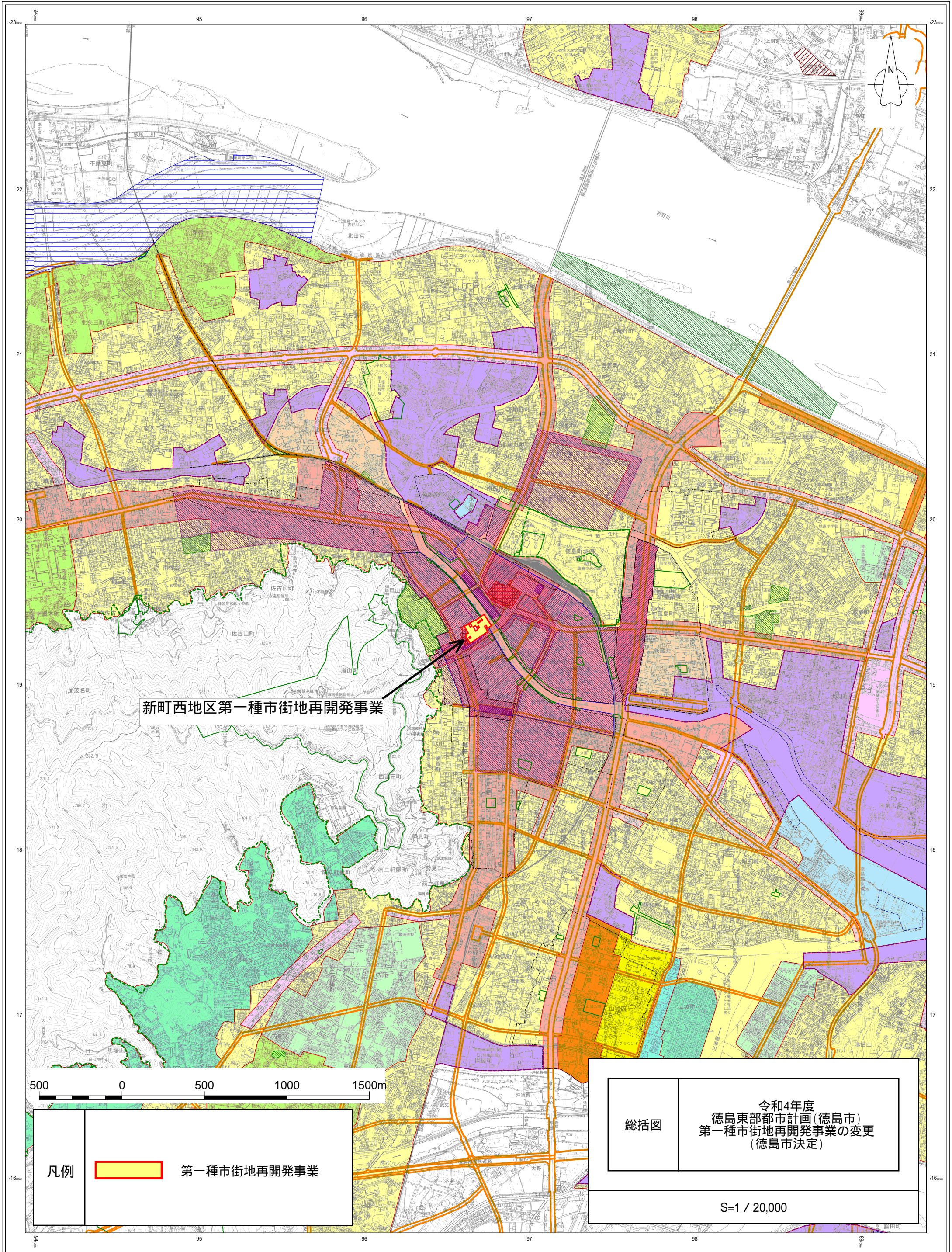
新旧対照表

【旧】

名称		新町西地区第一種市街地再開発事業					
位置		徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目及び2丁目、西新町1丁目並びに西大工町1丁目の各一部					
施行区域面積		約 1.8ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		幹線道路	3・1・1 新町橋通線	50m (25m)	約 165m	( )は区域内の幅員 都市計画道路（整備済）	
		区画道路	市道00248号線	8m (8m)	約 70m	整備済	
			市道00245号線	8m (4m)	約 140m	整備済	
	市道00253号線		8m (5m)	約 55m	拡幅整備予定		
下 水 道	公共下水道整備済						
その他の公共施設		_____					
建築物の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備 考
		建築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	1	約 1,300㎡	約 4,300㎡ (約 4,300㎡)	約 9/10	約 29/10	商業施設 住宅	
2	約 6,400㎡	約 16,200㎡ (約 16,200㎡)	約 8/10	約 19/10	公共公益施設 商業施設		
建築物の整備敷地	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画				
	1	約 1,500㎡	敷地内に自由通路を配置し、良好な歩行者空間を確保するとともに、中心市街地に相応しい魅力ある都市空間を形成する。				
	2	約 8,500㎡					
参 考		高度利用地区内にあり（高度利用地区の制限内容） ・容積率の最高限度（注1）60/10（約0.9ha）、40/10（約0.9ha） ・容積率の最低限度 16/10 ・建ぺい率の最高限度（注2）8/10 ・建築面積の最低限度 200㎡ （注1）建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 （注2）建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、 同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。					

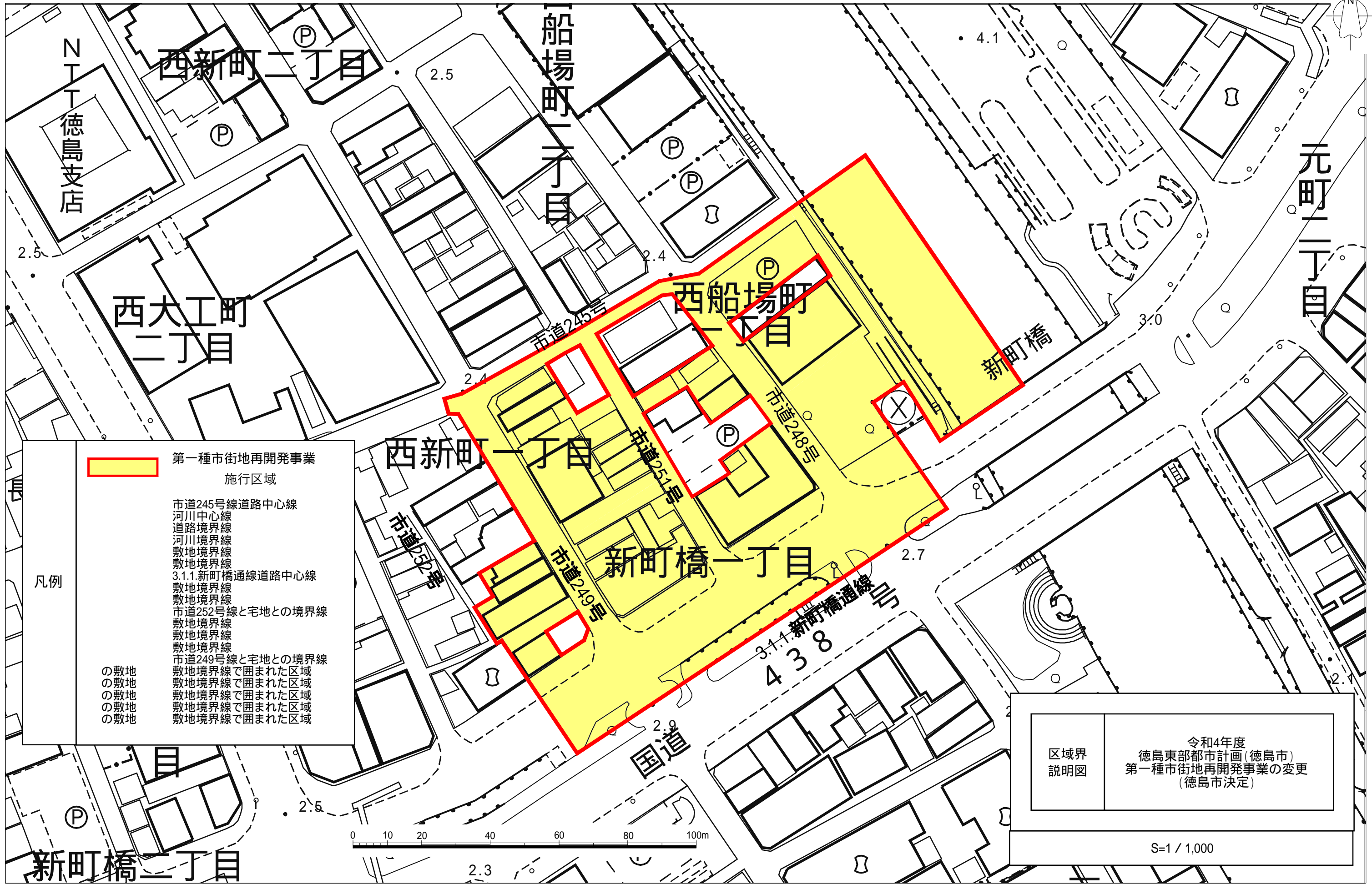
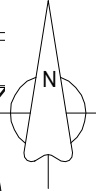


徳島東部都市計画総括図（徳島市）



この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。（助言番号）平24 四公第83号





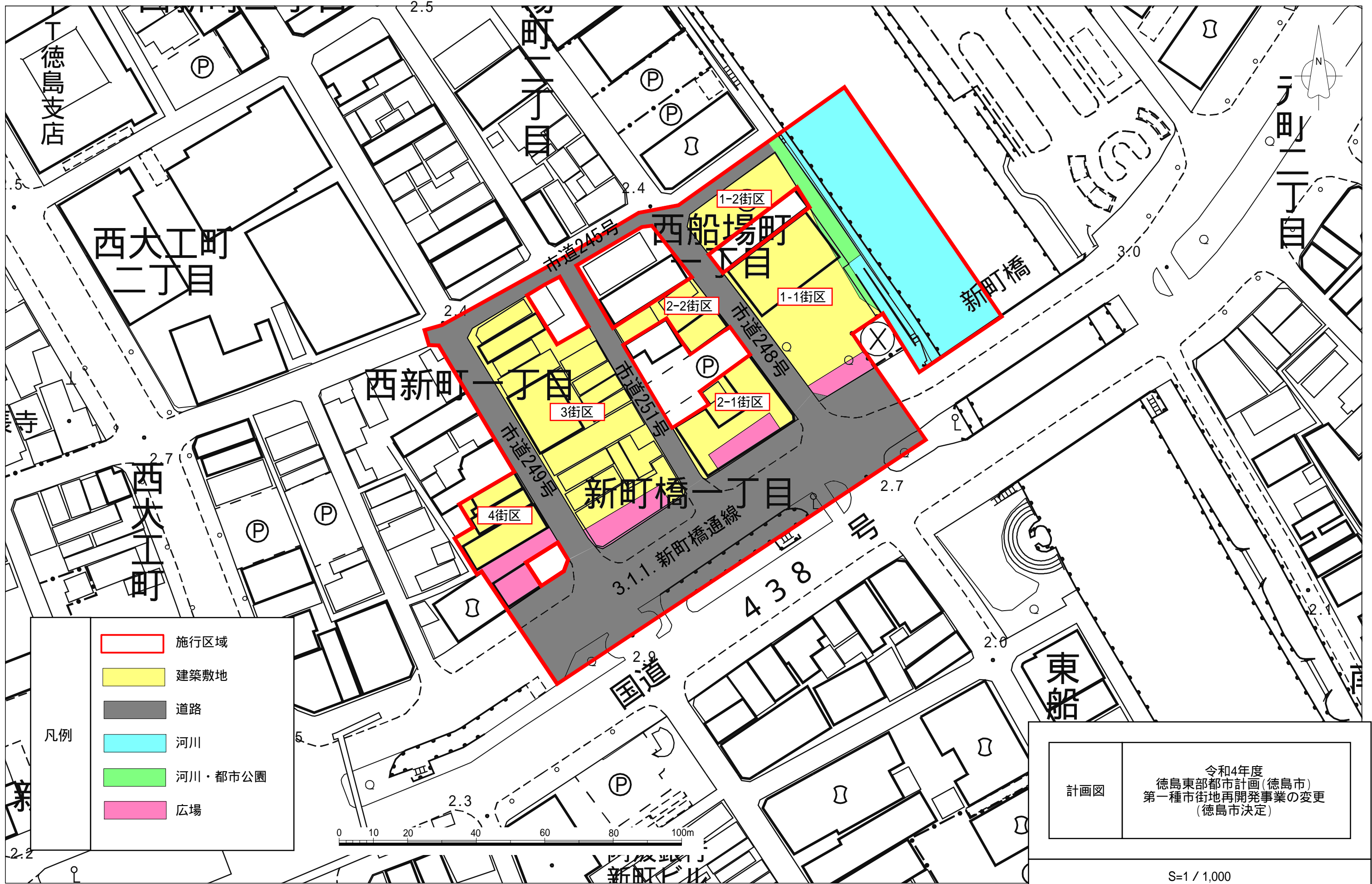
- 第一種市街地再開発事業  
施行区域**
- 市道245号線道路中心線
  - 河川中心線
  - 道路境界線
  - 河川境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 3.1.1.新町橋通線道路中心線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 市道252号線と宅地との境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 市道249号線と宅地との境界線
  - 敷地境界線で囲まれた区域
  - 敷地境界線で囲まれた区域
  - 敷地境界線で囲まれた区域
  - 敷地境界線で囲まれた区域
  - 敷地境界線で囲まれた区域

凡例

区域界 説明図	令和4年度 徳島東部都市計画(徳島市) 第一種市街地再開発事業の変更 (徳島市決定)
S=1 / 1,000	

1:1000

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。(助言番号) 平24 四公第83号

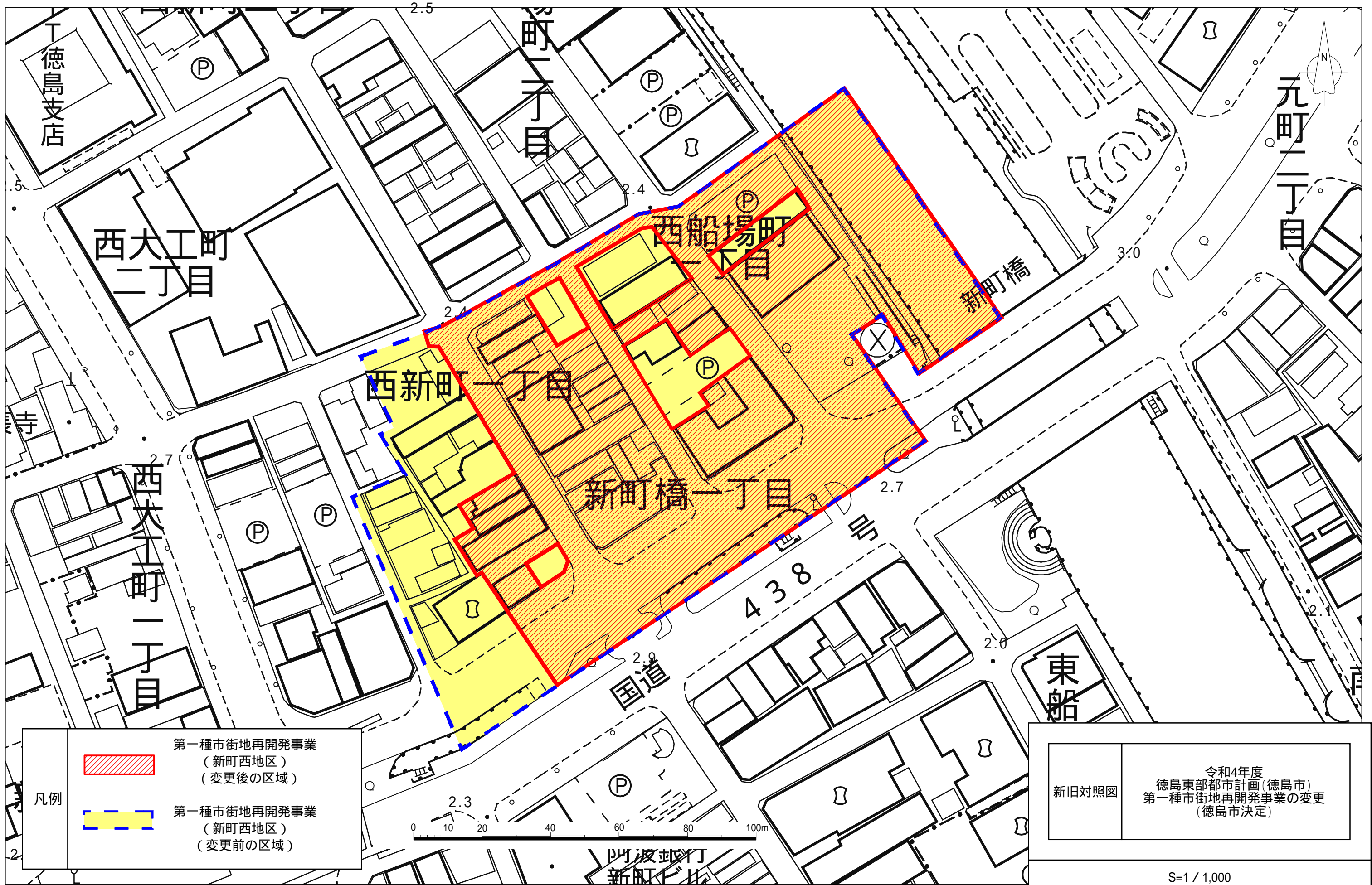


- 凡例
- 施行区域
  - 建築敷地
  - 道路
  - 河川
  - 河川・都市公園
  - 広場



計画図	令和4年度 徳島東部都市計画(徳島市) 第一種市街地再開発事業の変更 (徳島市決定)
S=1 / 1,000	

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。(助言番号) 平24 四公第83号





凡例

- 
 第一種市街地再開発事業  
 (新町西地区)  
 (変更後の区域)
- 
 第一種市街地再開発事業  
 (新町西地区)  
 (変更前の区域)

新旧対照図

令和4年度  
徳島東部都市計画(徳島市)  
第一種市街地再開発事業の変更  
(徳島市決定)

S=1 / 1,000

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。(助言番号) 平24 四公第83号

議第243号

徳島東部都市計画高度利用地区の変更（徳島市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積		建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 (徳島駅前西地区)	約2.1ha		60/10	20/10	8/10	200㎡	既決定 S55.1.21
	(注) ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。						
高度利用地区 (新町西地区)	約1.3ha	約0.8ha	60/10 (注1)	16/10	8/10 (注2)	200㎡	
		約0.5ha	40/10 (注1)				
	(注1) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 (注2) 建築基準法第53条3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。						
計	約3.4ha						

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

新町西地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、平成24年11月、公共公益施設を核とし、商業施設・住宅を配置する新町西地区第一種市街地再開発事業と同区域を高度利用地区とする都市計画決定を行った。

その後、「中心市街地の活性化」、「まちなか居住の促進」や「人の交流・にぎわいの創出」を実現する方針のもと、「市街地再開発事業」の見直しに合わせて、高度利用地区を変更する都市計画決定を行うもの。

徳島東部都市計画高度利用地区の変更（徳島市決定）

新旧対照表

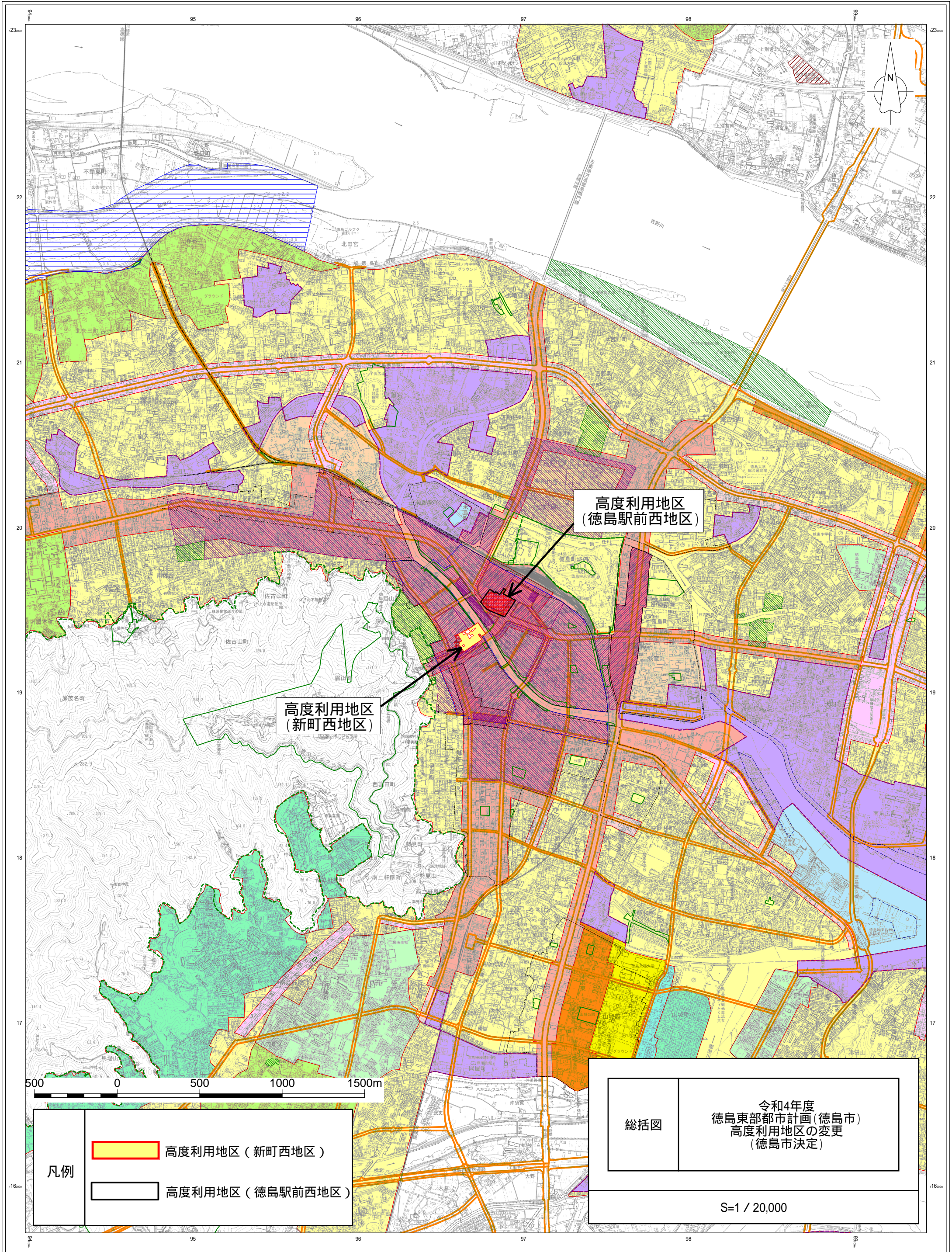
【新】

種類	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 (徳島駅前西地区)	約2.1ha	60/10	20/10	8/10	200㎡	既決定 S55. 1. 21
		(注) ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。				
高度利用地区 (新町西地区)	約1.3ha	約0.8ha	60/10 (注1)	16/10	8/10 (注2)	200㎡
		約0.5ha	40/10 (注1)			
		(注1) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 (注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。				
計	約3.4ha					

【旧】

種類	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 (徳島駅前西地区)	約2.1ha	60/10	20/10	8/10	200㎡	既決定 S55. 1. 21
		(注) ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。				
高度利用地区 (新町西地区)	約1.8ha	約0.9ha	60/10 (注1)	16/10	8/10 (注2)	200㎡
		約0.9ha	40/10 (注1)			
		(注1) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 (注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。				既決定 H24. 11. 15
計	約3.9ha					





凡例

高度利用地区（新町西地区）

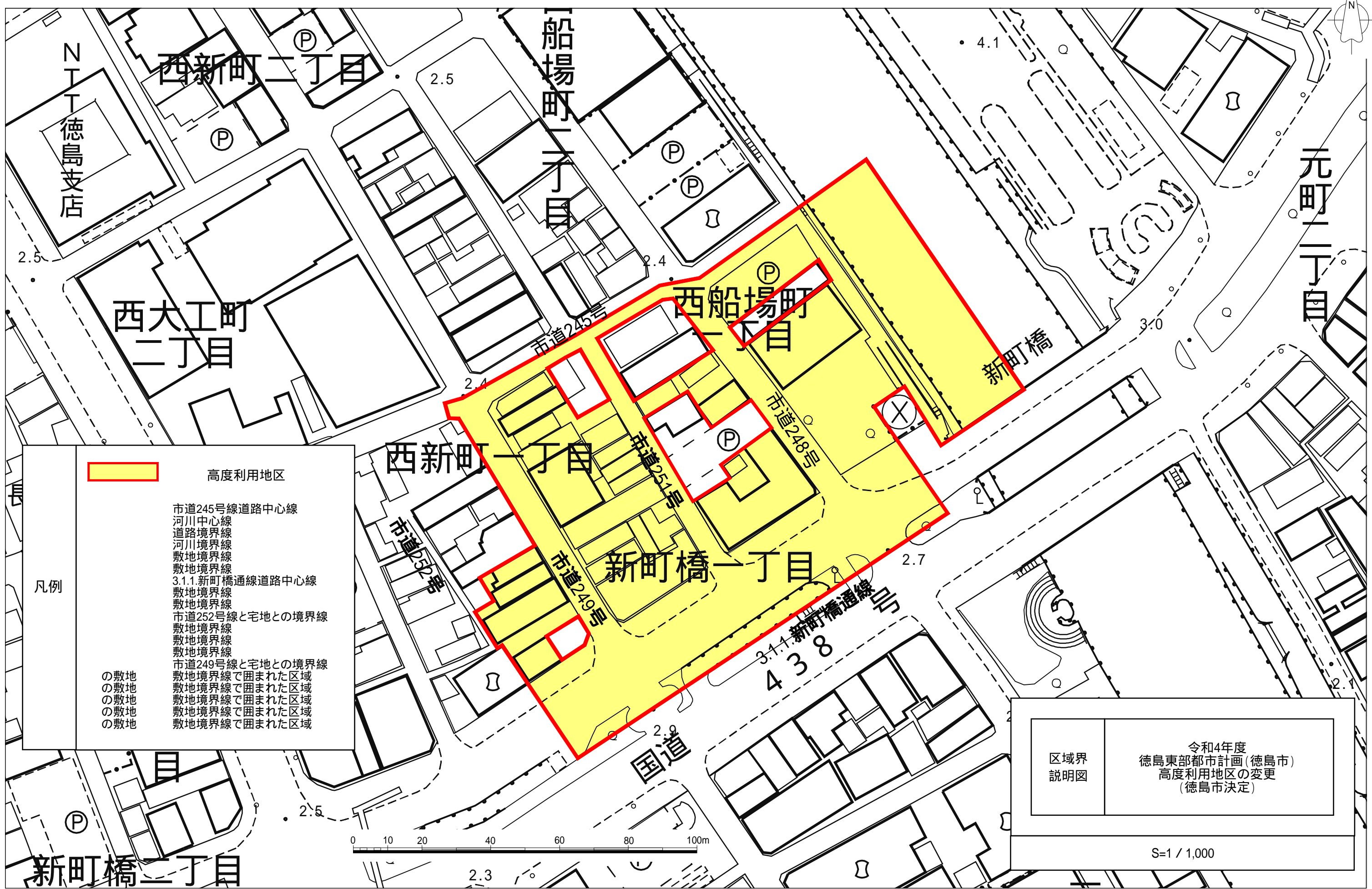
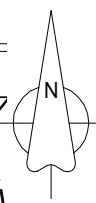
高度利用地区（徳島駅前西地区）

総括図

令和4年度  
徳島東部都市計画（徳島市）  
高度利用地区の変更  
（徳島市決定）

S=1 / 20,000





- 凡例**
- 高度利用地区
  - 市道245号線道路中心線
  - 河川中心線
  - 道路境界線
  - 河川境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 3.1.1.新町橋通線道路中心線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 市道252号線と宅地との境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 敷地境界線
  - 市道249号線と宅地との境界線
  - 敷地境界線で囲まれた区域
  - 敷地境界線で囲まれた区域
  - 敷地境界線で囲まれた区域
  - 敷地境界線で囲まれた区域
  - 敷地境界線で囲まれた区域

区域界 説明図	令和4年度 徳島東部都市計画(徳島市) 高度利用地区の変更 (徳島市決定)
S=1 / 1,000	

1:1000

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。(助言番号) 平24 四公第83号





**凡例**

- 高度利用地区（新町西地区）  
容積率の最高限度 60 / 10
- 高度利用地区（新町西地区）  
容積率の最高限度 40 / 10
- 高度利用地区（徳島駅前西地区）

計画図	令和4年度 徳島東部都市計画（徳島市） 高度利用地区の変更 （徳島市決定）
S=1 / 2,500	

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。（助言番号） 平24 四公第83号





凡例

- 高度利用地区（新町西地区）  
（変更後の区域）
- 高度利用地区（新町西地区）  
（変更前の区域）
- 高度利用地区（徳島駅前西地区）

新旧対照図

令和4年度  
徳島東部都市計画（徳島市）  
高度利用地区の変更  
（徳島市決定）

S=1 / 2,500

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。（助言番号）平24 四公第83号

## 徳島市都市計画審議会条例

昭和44年12月25日

条例第58号

改正 昭和52年6月30日条例第26号

平成12年3月31日条例第23号

平成21年3月26日条例第2号

令和3年3月26日条例第1号

令和3年6月30日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、徳島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（全部改正〔平成12年条例23号〕）

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 本市議会の議員 5人以内

2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、審議会を組織する委員を任命又は委嘱することができる。

(1) 関係行政機関の職員 3人以内

(2) 本市の住民 1人

3 第1項第1号並びに前項第1号及び第2号につき任命又は委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕）

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を若干人置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命又は委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(一部改正〔平成12年条例23号〕)

(会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命又は委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕)

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕)

(書面による審議)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(追加〔令和3年条例21号〕)

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、本市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(一部改正〔平成12年条例23号〕)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(追加〔平成12年条例23号〕，一部改正〔平成21年条例2号・令和3年1号〕)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔昭和52年条例26号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」は省略)

附 則(昭和52年6月30日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月30日から施行する。



## 徳島市都市計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市都市計画審議会条例（昭和44年徳島市条例第58号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、徳島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会長は審議会の会議（以下「会議」という。）を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開催の日時及び場所を定めて開催日の3日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第2条第2項第1号に掲げる関係行政機関の職員である委員は、やむを得ない事情がある場合は、その職務を代理する者を出席させることができる。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議の開閉等)

第5条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は議長が宣告する。

2 会議の時間は午前10時から午後5時までとする。

3 議長は必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開するものとする。ただし、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）第25条ただし書各号に掲げる場合は、会長は公開の可否について、審議会に諮って決定するものとする。

2 会議の公開に関し必要な事項は、徳島市都市計画審議会公開細則に定める。

(議案の宣告)

第7条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(議案の説明等)

第8条 議長は必要があると認めるときは、幹事に議案の朗読をさせ、又は関係職員に説明を求めることができる。

(発言)

第9条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(質疑、討論及び表決)

第10条 議長は、議題についての質疑及び討論が終わったときにおいて、表決を採ろうとするときは、その議題を宣告するものとする。

2 表決の方法は、挙手及び起立の2種とし、いずれの方法を用いるかは議長が定め

る。

3 議長は、表決の結果を宣告する。

(会議録)

第11条 議長は、幹事に会議録を作成させ、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載させるものとする。

2 会議録には、議長が会議のはじめに指名した2人の委員が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議長は、条例第6条に規定する書面による審議があったときは、審議会の幹事に当該審議に係る委員の意見を付した報告書を作成させるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。



## 徳島市都市計画審議会公開細則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島市都市計画審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、徳島市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定める。

(会議の開催の周知)

第2条 会議の開催の周知は、徳島市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴申込みの受付期間その他必要な事項とする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴ができる者は、徳島市情報公開条例第5条第1号から第4号までに該当する者のほか、会議の傍聴を必要とする理由を明示して希望する者とする。

2 会議の傍聴を希望する者は、前条の規定により周知された手続により申し込むものとする。

3 傍聴人は、受付期間内に申込みのあった者の中から決定するものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人以内とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決定する。

(会議場へ入場できない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴人として会議場へ入場することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、哄笑しその他騒ぎ立てないこと。

- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長がその会議について非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この細則に定める規定に違反し、是正指導に従わず、会長が退場を命じたとき。

(報道関係者の取扱)

第10条 徳島市市政記者クラブに加盟する社の記者その他の会長が報道関係者と認める者（以下「報道関係者」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第6条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、第7条の規定にかかわらず、議案の審議に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影、録音等を行うことができる。

(会議録の公表)

第11条 会議録の内容は、原則として公表するものとする。ただし、徳島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報については、公表しないものとする。

附 則

この細則は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月30日から施行する。

# 徳島市都市計画審議会委員名簿

令和4年11月1日

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
徳島市都市計画審議会条例 第2条第1項第1号委員 (学識経験者)	あべ かずひで 阿部 和英	徳島商工会議所会頭	
	おくしま まさし 奥嶋 政嗣	徳島大学大学院教授	
	ながもと よしこ 永本 能子	弁護士	
	かわひと やすひろ 川人 泰博	徳島市農業委員会会長	
	こうげん まゆみ 高源 真由美	建築士	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第1項第2号委員 (市議会議員)	かとう さとる 加戸 悟	徳島市議会議員	
	あかいし かずゆき 明石 和之	徳島市議会議員	
	すみ のりあき 須見 矩明	徳島市議会議員	
	おか こうじ 岡 孝治	徳島市議会議員	
	おかなん ひとし 岡南 均	徳島市議会議員	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第2項第1号委員 (関係行政機関)	せき けんたろう 関 健太郎	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	
	えのもと しげき 榎本 茂樹	徳島県県土整備部東部県土整備局長	
	ただ たかし 多田 卓司	徳島県警察本部交通部長	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第2項第2号委員 (本市の住民)	しまだ かずお 島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会会長	
幹 事	飯田 博司	企画政策部長	
	鈴田 善美	経済部長	
	森 久寿	都市建設部長	